

養護老人ホーム措置の基準

法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合に行うこと。

（１）環境上の事情

次のア及びイに該当すること。

事項	基準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 感染性疾患を有し、他の被措置者に感染させる恐れがないこと。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（２）経済的事情

次のいずれかの事項に該当すること。

事項
ア 生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合
イ 当該老人の属する世帯の生計中心者が地方税法に規定する市町村民税の所得割を課されていない者である場合
ウ 災害の発生等により所得の状況に著しく変動がある等のため、当該老人の属する世帯又は生計中心者がア又はイに相当する状態にあると認められる場合

【参考】身体上、精神上的事情

平成 18 年の老人福祉法改正により、入所要件「身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由」から、身体上若しくは精神上的の要件が削除された。

日常生活動作の状況	入所判定審査票による日常生活動作事項のうち、自分で可、又は一部介助であり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。 ※全介助が 1 項目以上及び一部介助が 2 項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められる場合は、特別養護老人ホームの対象。
精神の状況	入所判定審査票による認知症等精神障害の問題行動が軽度であって日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。 ※入所判定審査票による認知症等精神障害の問題行動が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められる場合は、特別養護老人ホームの対象。

【参考】介護認定時の認知症高齢者日常生活自立度判定基準

ランク	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	障害者控除認定基準
I	在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能。	非該当
II	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もある。	知的障害者（軽度・中度）に準ずる
III	在宅生活が基本であるが、一人暮らしが困難で介護が必要な状態。	知的障害者（軽度・中度）に準ずる
IV	常に目を離すことができない状態。	知的障害者（重度）に準ずる
M	精神科病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要な状態。	知的障害者（重度）に準ずる